

加茂市内の事業主の皆様へ 加茂市売上減少事業者給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している市内の中小企業者に減収分を給付します。

【対象者】

- * 加茂市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）。
 - * 令和2年の事業収入額が令和元年の事業収入額より減少している中小企業者。
 - * 令和元年確定申告書が青色申告の場合、
令和3年1月から同年4月までと平成31年1月から同年4月までをそれぞれ比較して、事業収入額の減少率が最も高い月（対象月）において、当該減少率が30%以上であること。
 - * 令和元年確定申告書が白色申告の場合、
令和3年1月から同年4月までの任意のひと月（対象月）と令和元年事業収入額の月平均額を比較して、当該減少率が30%以上であること。
 - * 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
 - * 市税等を完納していること。
- ※事業収入額には雑収入（国の持続化給付金や加茂市事業継続給付金など）を含みません。

【給付金額】

※令和元年1年間の事業収入額からの減収分。

算定方法

（令和元年の事業収入額）－（最も減少率が高い対象月の事業収入額×12ヶ月）

上限金額 減少率が30%以上50%未満は30万円。

減少率が50%以上は50万円。

※申請は1事業者につき1回限り。

【必要書類】

- ①加茂市売上減少事業者給付金給付申請書兼実績報告書（様式1）
- ②対象月の事業収入額算出表（様式2）
- ③令和元年及び令和2年の確定申告書類（又は住民税申告書）の写し
- ④令和3年1月から同年4月までの対象月の事業収入額がわかるものの写し
- ⑤加茂市売上減少事業者給付金申請に関する誓約書
- ⑥振込先口座が確認できる通帳などの写し

【申請期間】令和3年4月1日（木）から令和3年7月30日（金）まで

＝申請先・お問い合わせ先＝

加茂市商工観光課 商工振興係 TEL：0256-52-0080（内線132）

加茂市売上減少事業者給付金【補足説明】

(1) 加茂市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者とは、

〔個人事業主〕の場合

加茂市内に住所がある（居住している）こと。又は、加茂市内に主たる事業所を有すること。

※加茂市に住んでいて、事業所（店舗）が市外の場合も対象になる。

〔法人〕の場合

本社・本店（登記）又は本社機能（事業の中心）が加茂市内にあること。

※ただし、市外に本社・本店（登記）があるが、加茂市内の事業所（店舗、工場、営業所等）のみの事業収額入がわかる場合は対象とする。

(2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とは、下表のとおり。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）は対象外。

※農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）は対象。

(3) 加茂市内のほか、市外にも事業所等がある場合、令和元年の年間事業収入額と令和2年の年間事業収入額、及び対象期間（※1）の事業収入額は、加茂市内の事業所の額を記載する。

提出書類は令和元年と令和2年の加茂市内事業所分の年間事業収入額がわかるものと対象月（※2）においても加茂市内事業所分の事業収入額がわかるものも添付。

(※1) 令和3年1月から4月と平成31年1月から4月

(※2) 対象期間内において事業収入額の減少率が最も高い月

(4) 創業特例について

● 令和元年5月から同年12月の創業

令和元年5月から同年12月までの事業収入額の月平均額 \textcircled{A} と令和3年1月から同年4月までの任意のひと月を比較して減少率が最も高い月の収入額 \textcircled{B}

● 令和2年1月から同年12月の創業

令和2年1月から同年12月までの事業収入額の月平均額 \textcircled{A} と令和3年1月から同年4月までの任意のひと月を比較して減少率が最も高い月の収入額 \textcircled{B}

給付金額 算定方法 = $(\textcircled{A} \times 12) - (\textcircled{B} \times 12)$

※開業届等（設立又は開業の年月日がわかるもの）の写しを追加で添付すること。

(5) 決算時期が12月以外の法人について

申請日において確定申告済みの直近の事業収入額とその前期の事業収入額を比較する。